

平成25年1月21日

平成24年度第5回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第4回審議会会議録の確認について

2 議 題

(1) 報告事項

平成24年度可燃ごみ処理状況等について

(2) 平成25年度一般廃棄物処理計画の審議について

(3) その他

燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

項目	平成23年度				平成24年度				比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合計(C = A + B)				合計(F = D + E)					
	家庭系(A)	家庭系 収集日数	事業系(B)		家庭系(D)	家庭系 収集日数	事業系(E)			
4月	1,047.6	26	56.1	1,103.7	954.9	25	50.6	1,005.5	△ 98.2	△ 8.90%
5月	1,098.4	26	59.6	1,158.0	1,138.6	27	52.2	1,190.8	32.8	2.83%
6月	1,076.5	26	58.1	1,134.6	1,056.7	26	51.5	1,108.2	△ 26.4	△ 2.33%
7月	1,061.8	26	57.3	1,119.1	1,050.7	26	57.4	1,108.1	△ 11.0	△ 0.98%
8月	1,082.9	27	58.9	1,141.8	1,025.6	27	58.0	1,083.6	△ 58.2	△ 5.10%
9月	1,044.1	26	68.5	1,112.6	961.2	25	53.6	1,014.8	△ 97.8	△ 8.79%
10月	1,005.7	26	61.3	1,067.0	1,071.3	27	59.1	1,130.4	63.4	5.94%
11月	1,074.3	26	66.9	1,141.2	988.1	26	59.7	1,047.8	△ 93.4	△ 8.18%
12月	1,098.3	26	58.8	1,157.1	1,063.0	25	28.7	1,091.7	△ 65.4	△ 5.65%
(小計)	9,589.6	235	545.5	10,135.1	9,310.1	234	470.8	9,780.9	△ 354.2	△ 3.49%
1月	1,032.7	24	51.4	1,084.1				0.0		
2月	947.5	25	55.8	1,003.3				0.0		
3月	1,010.6	27	57.7	1,068.3				0.0		
合計	12,580.4	311	710.4	13,290.8						

※ 本表では、平成23年度と平成24年度の処理状況を月別に比較しているが、各月の収集日数は年（暦日）によって異なるため単純な比較とはならず、表中における各月ごとの比較増減量及び比較増減率は参考数値である。

平成25年度一般廃棄物処理計画ごみ減量達成に向けた施策移行表（修正版）

平成24年度施策		平成25年度施策		移行（新設）理由		
施策区分	表題	施策区分	表題			
新たに実施する施策	ア		ごみの中に含まれる再使用可能なくつ・かばん類等を市施設へ持ち寄り、資源の有効活用を推進することにより、主に不燃系ごみの減量を図る。	継続させる施策	再使用可能なくつ・かばん類等を市施設へ持ち寄り、資源の有効活用を推進する。	平成24年4月より拠点回収を開始し、新聞報道にて取り上げられる等、一定の認知を受けてきている。しかし、対象外の品目を持ち込む市民もあり、更なる周知・案内等、新たな課題も生じている。当面は市民間に定着させていくことに主眼を置き、継続的に実施していく。
	イ		東京学芸大学と連携し、子供向け減量キャラクターを効果的に使用した広報活動を行い、若年層に対する意識啓発により、やがては世代間を越えたごみ減量を図る。	充実させる施策	子供向け減量キャラクターを使用した、市内公立学校や子供会への環境教育、自治会やその他団体へ向けた啓発活動を充実させる。	平成24年度にごみ減量啓発DVD及びリーフレットが完成し、市内各イベント時に上映や配布を行った。また、市報ごみ減量・リサイクル特集において、出張講座の受講者の募集を開始したところであり、キャラクターの認知度を向上させるとともに、一層の浸透化を図る。
充実させる施策	ア		生ごみの水切りを徹底するため、市民とりわけ小・中学生及びその保護者世代への講習会等啓発を強化し、燃やすごみの減量を図る。	充実させる施策	水切りの重要性を周知・徹底するため、主に小・中学生の児童を扶養している保護者世代をターゲットに、水切りによる相乗効果を含めながら出前講座や市内イベント等での啓発を効果的に行い、燃やすごみの減量を図る。	生ごみの中には多くの水分が含まれており、燃やすごみ減量の大きなポイントとなっている。小金井市人口の過半数は20歳代から40歳代であることから、その中でも主に消費活動の一翼を担うファミリー層をターゲットとすることにより、より大きな効果が望める。
	イ		ごみの相談員制度の定着と活動を広めるため、一般市民及び転入者等に対し、ごみ分別の知識を更に深めることにより、ごみ減量・資源化の推進を図る。	継続させる施策	ごみの相談員制度の認知度を向上させるとともに、ごみ分別の重要性並びに有用性に係る理解を深め、ごみ減量・資源化を推進する。	制度開始から一定期間が経過するが、市民への認知度については疑問が残る。引き続き、市報等による周知を行うなど、地道にごみの相談員制度を浸透させていく。
	ウ		町会、自治会等の自主的な管理運営による大型生ごみ処理機の活用を広め、生ごみの減量を図る。	充実させる施策	町会、自治会等への大型生ごみ処理機の利用の促進を図るため、役割を明確化した上で、利用者側による実情を踏まえた自主的な取り組みを行うことで、生ごみの減量を通じて、ごみを出さない意識を浸透させる。	現在、国家公務員住宅との協議が円滑に推移しており、さらに他の集合住宅からも設置したいとの要望も寄せられている。制度化と並行し、市内での拡充を図ることとしたい。

平成24年度施策		平成25年度施策		移行（新設）理由	
施策区分	表題	施策区分	表題		
充実させる施策	エ	教育委員会と連携し、児童・生徒を対象に環境教育を推進するため、ごみに関する意識の向上を図る。	充実させる施策	子供向け減量キャラクターを使用した、市内公立学校や子供会への環境教育、自治会やその他団体へ向けた啓発活動を充実させる。	平成24年度にごみ減量啓発DVD及びリーフレットが完成し、市内各イベント時に上映や配布を行った。また、市報ごみ減量・リサイクル特集において、出張講座の受講者の募集を開始したところであり、キャラクターの認知度を向上させるとともに、一層の浸透化を図る。
	オ	市内公立学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して夏休み及び土曜日における生ごみ市民投入を広め、生ごみの資源化の推進を図る。	充実させる施策	市内公立学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して生ごみ市民投入を広め、燃やすごみを減量する。	平成24年度の夏休み投入実施校は9校、土曜日投入実施校は6校と拡大しており、また、参加いただいているボランティアの数も増加傾向にある。今後は、さらに実施校を増やし、事業規模の拡大を目指す。
継続させる施策	ア	一般家庭から排出される剪定枝を資源化し、燃やすごみの減量を図る。	/		平成23年度より、枝木・草葉の原則1束（袋）による申込制による回収を開始し、市民の協力により、剪定枝の回収量は、平成22年度の119tに対して平成23年度は797トンとなり、6倍以上の増加となった。平成24年度は、電子申請による受付も開始し、利便性の向上を図ってきたところである。回収量も順調に推移してきていることから、継続的に実施していくこととする。
	イ	生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の利用による機器の普及を広め、乾燥生ごみの戸別回収による、生ごみ堆肥化事業の充実を図る。	充実させる施策	生ごみ堆肥化事業のさらなる充実を図るため、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度の新規申請者の拡大、購入後の使用方法等に係る広報支援を行う。	補助金制度の申請件数が停滞している現状を打開するため、新規申請者を増やし、また、購入後も継続して使用していただけるよう正しい使用方法や効率的に稼働させる方法等の啓発を強化する必要がある。
	ウ	J A・市内農産物取扱店と行政との連携により、生ごみ堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。	/		地場野菜キャンペーンにおいて、食品リサイクル堆肥により栽培された農産物を出店販売する等販路の確立を図ってきたが、併せて認知度を向上させる必要性を把握したところである。ついては、資源循環型社会形成の構築を推進するため、課題解消に向けた施策を継続する。
	エ	事業者に関する、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度を周知し、機器設置及び活用の促進による事業系の生ごみの減量を図る。	/		食品リサイクル法改正の動向に注視する必要があるが、市内事業者における、ごみ減量施策の1つとして、生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度を存続させることとする。

平成24年度施策		平成25年度施策		移行（新設）理由	
施策区分	表題	施策区分	表題		
継続させる 施策	オ	販売事業者（コンビニ、スーパー等）の特定容器等（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パック等）の自主的な回収・処理の拡充を図る。			消費者（市民）から排出される特定容器等を販売事業者が独自に回収、処理することを推進し、行政と事業者との協働又は双方の責任の明確化を図ることを目的としている。廃棄物処理施策の根幹に係る部分であることから、他自治体での施行事例の検証を継続しつつ、市内事業者への指導等を行う。
	カ	粗大ごみの再生、販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。			リサイクル可能な粗大ごみの収集・販売事業の充実を図るため、市報、ホームページ等の活用による呼びかけ等、継続した取り組みを行う。
	キ	集合住宅の管理会社又は所有者と協働し、居住者に対するごみの徹底分別等、適正な排出指導を行うことでごみ減量を図る。	充実させる 施策	集合住宅における資源物の徹底分別並びにごみ減量を図るため、持続的かつ有効な排出指導の在り方を検討するとともに、集合住宅所有者又は管理会社との連携強化に努める。	現在、ごみの分別が行き届いていない集合住宅については、清掃指導班を派遣し、指導業務を行っていることから、徐々に改善されてきている。転出入者が多い当市の特性を鑑み、集合住宅所有者等との緊密な関係を保ち、持続可能かつ良好な排出状況の確保に努める。
	ク	リサイクル推進協力店認定店舗数を拡大し、市民、販売事業者と協働したごみの発生抑制とごみ減量意識の向上を図る。			現在、市内8店舗が認定店となっており、さらなる拡大のため、市報、ホームページ以外の広報媒体も活用し、継続的に啓発していくことが必要である。
	ケ	市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁舎及び公共施設のごみの排出量の更なる削減及び資源化率の向上を図る。			各部会ごとの行動計画は既に実施されており、各施設ごとの特性や意見等を踏まえながら、引き続き、ごみ減量及び資源化率の向上を図る。
	コ	各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、ごみ減量及び資源化率における市民意識の向上及び活動の活性化を図る。			実施団体数及び利用回数が年々、増加してきており、着実に市民間の浸透が図られていると認識している。今後も、各実施団体の取り組み状況等を広報しながら、市民意識の向上及び活動の活性化を図る。
	サ	大規模事業所及び中小すべての事業所について、事業者責任におけるごみの適正な排出と処理及び発生抑制と資源化の推進を図る。	充実させる 施策	事業所から排出されるごみのサンプル調査により、ごみの分別状況を把握し、発生抑制並びに資源化の推進を図るとともに、適正な排出及び処理に係る指導等の実践に向けた指針の策定に着手する。	市内事業者自らが排出する廃棄物については、事業者責任が一定課せられてることを認識していただく必要があると考えており、事業系ごみの資源化率向上並びに発生抑制の意識付けにも有効であるとする。市として市内事業者に対し一定の指針、助言を示すため、より踏み込んだ作業に取り組むこととする。

※ 継続させる施策内の斜線部分は、平成25年度一般廃棄物処理計画でのごみ減量達成に向けた施策として記述しないが、引き続き実施するものとする。

平成24年度施策		平成25年度施策		新設理由
施策区分	表題	施策区分	表題	
/		新たに実施する施策	希望者に対し、リユース食器の貸し出しを実施することにより、燃やすごみ及び不燃系ごみの発生抑制を図る。	自治会、サークル活動等による各種イベントや祭りでの飲食に使用される、紙皿や割り箸、容器包装プラスチックやペットボトル等の発生抑制効果が見込まれる。
		新たに実施する施策	不燃系ごみに含まれる、使用済小型電子機器等を別途回収し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案」が衆参両院共に法案が通過しており、平成25年度の施行が決定した。市においても、不燃系ごみの減量やレアメタルの回収等、適正な処理及び資源の有効活用を推進するため、集団回収や組成分析等状況を把握する施策から着手することとしたい。